

平成28年5月31日

各 位

会 社 名 日本食品化工株式会社 代表取締役 社長執行役員 鈴木慎一郎 (コード番号 2892 東証第2部) 問合せ先 総務部長 伊藤 剛 (TEL. 03-3212-9111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成28年6月28日開催予定の第95期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は取締役会の監督機能の強化及びコーポレート・ガバナンスの向上を図り透明性の高い経営と迅速かつ適切な意思決定の実現を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。
- (2) 同改正法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 当社の事業規模、経営体制等を勘案し、取締役の員数についての上限を定めるものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うとともに、一部文言の修正を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 定款変更の効力発生日(予定)

平成28年6月28日(火曜日) 平成28年6月28日(火曜日)

以 上

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示す)

現行定款

変 更 案

第3章 株主総会 (招集)

第13条(条文省略)

(2)株主総会は法令に別段の定めある場合を除いては取締役会の決議に基づき社長がこれを招集する。社長に事故あるときは予め取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。

(議長)

第14条 総会の議長は社長がこれに当り、 社長に事故あるときは予め取締役 会の定めた順序により他の取締役 がこれに代る。

第15条~第18条(条文省略)

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 (条文省略)

(取締役の員数)

第20条 取締役は3名以上とする。

(新設)

(取締役の選任)

第21条 取締役は株主総会の決議によって 選任する。

(2)~(3)(条文省略)

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は選任後<u>2</u>年以内に 終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時株主総会終結の時 までとする。

(2) 増員又は補欠により選任された取 締役の任期は、他の取締役の残任 期間と同一とする。

第3章 株主総会 (招集)

第13条 (現行どおり)

(2) 株主総会は法令に別段の定めある場合を除いては取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは予め取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。

(議長)

第14条 総会の議長は<u>取締役</u>社長がこれに 当り、<u>取締役</u>社長に事故あるとき は予め取締役会の定めた順序によ り他の取締役がこれに代る。

第15条~第18条 (現行どおり)

第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置)

第19条 (現行どおり)

(取締役の員数)

第20条 <u>本会社の</u>取締役<u>(監査等委員である</u> <u>取締役を除く。)</u>は<u>、5</u>名<u>以内</u>とす る。

(2) 本会社の監査等委員である取締役 (以下「監査等委員」という) は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は<u>、監査等委員とそれ以外</u> の取締役とを区別して株主総会の 決議によって選任する。

 $(2) \sim (3)$ (現行どおり)

(取締役の任期)

第22条 取締役<u>(監査等委員を除く。)</u>の任期は<u>選任後</u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(削除)

現行定款

更

(新設)

(新設)

(代表取締役および役付取締役)

- 第23条 取締役会の決議により、代表取締 役を選定する。
 - (2) 前項により選定された代表取締役 は、各自会社を代表する。
 - (3) 取締役会の決議により、役付取締 役を選定することができる。役付 取締役を会長および社長とする。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集は各取締役および 各監査役に対し会日の5日前まで に発するものとする。但し緊急の 必要あるときはこの期間を短縮す ることができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 (条文省略)

(取締役会の決議の省略)

第26条 本会社は取締役の全員が取締役会 の決議事項について書面または電 磁的記録により同意したときは、 当該決議事項を可決する旨の取締 役会の決議があったものとみな す。但し、監査役が異議を述べた ときはこの限りでない。

(新設)

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事の経過の要領およ 第28条 取締役会の議事の経過の要領およ

- (2) 監査等委員の任期は、選任後2年 以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会終 結の時までとする。
- (3) 任期の満了前に退任した監査等委 員の補欠として選任された監査等委 員の任期は、退任した監査等委員 の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第23条 取締役会の決議によって、取締役 (監査等委員を除く。) の中から 代表取締役を選定する。
 - (2) 代表取締役は会社を代表し、会社 の業務を執行する。
 - (3) 取締役会の決議によって、取締役 (監査等委員を除く。)の中から取 締役社長1名を選定する。また、 取締役会長1名を選定することが できる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役 に対し、会日の5日前までに発す る。但し、緊急の必要があるとき は、この期間を短縮することがで きる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 (現行どおり)

(取締役会の決議の省略)

第26条 本会社は、取締役の全員が取締役 会の決議事項について書面または 電磁的記録により同意したとき は、当該決議事項を可決する旨の 取締役会の決議があったものとみ なす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第27条 本会社は、会社法第399条の1 3第6項の規定により、取締役会 の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を 除く。)の決定の全部または一部を 取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

現行定款

びその結果ならびにその他法令に 定める事項は議事録に記載または 記録し、出席した取締役<u>および監査</u> 役がこれに記名押印または電子署 名する。

第28条(条文省略)

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第30条 本会社は、社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 <u>監査役および監査役会</u> (監査役および監査役会の設置)

第<u>31</u>条 本会社は<u>監査役および監査役会</u>を 置く。

(監査役の員数)

第32条 監査役は3名以上とする。

(監査役の選任)

- 第33条 監査役は株主総会の決議によって選任する。
 - (2) 監査役の選任決議は、議決権を行 使することができる株主の議決権 の3分の1以上を有する株主が出 席し、その議決権の過半数をもっ て行う。

(監査役の任期)

- 第34条 監査役の任期は選任後4年以内に 終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時株主総会終結の時 までとする。
 - (2) 補欠により選任された監査役の任期は前任者の残存期間と同一とする。

変 更 案

びその結果ならびにその他法令に 定める事項は、議事録に記載また は記録し、出席した取締役がこれに 記名押印または電子署名する。

第29条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第<u>30</u>条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任限定契約)

第31条 本会社は、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額以上とする。

第5章 <u>監査等委員会</u> (<u>監査等委員会</u>の設置)

第32条 本会社は監査等委員会を置く。

(削除)

(削除)

(削除)

現行定款

変 更 案

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤 の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第<u>36</u>条 <u>監査役会</u>の招集は各<u>監査役</u>に対し 会日の5日前までに発する<u>ものと</u> <u>する</u>。但し緊急の必要あるときは この期間を短縮することができ る。

(監査役会の決議の方法)

第<u>37</u>条 <u>監査役会</u>の決議は、<u>法令に別段の</u> <u>定めある場合を除き、監査役</u>の過 半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第<u>38</u>条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した<u>監査役</u>が記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第<u>39</u>条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第41条 本会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

第<u>42</u>条~第<u>43</u>条(条文省略) (新設)

(監査等委員会の招集通知)

(削 除)

第33条 <u>監査等委員会</u>の招集<u>通知は、各監査等委員</u>に対し会日の5日前までに発する。但し、緊急の必要<u>が</u>あるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第<u>34</u>条 <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>監査等委員の過半数が出席し、そ</u>の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第<u>35</u>条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過 の要領およびその結果ならびにそ の他法令に定める事項は<u>、</u>議事録 に記載または記録し、出席した<u>監</u> <u>査等委員</u>が<u>これに</u>記名押印または 電子署名する。

(監査等委員会規則)

第36条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法 令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員</u> 会規則による。

(削除)

(削除)

第6章 会計監査人

第37条~第38条 (現行どおり)

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年 以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総

現行定款	変 更 案
	会終結の時までとする。 (2)会計監査人は前項の定時株主総会 において別段の決議がされなか ったときは、当該定時株主総会に
(新設)	おいて再任されたものとみなす。 (会計監査人の報酬等) 第40条 会計監査人の報酬等は、取締役社 長が監査等委員会の同意を得て定
第 <u>44</u> 条~第 <u>46</u> 条(条文省略)	<u>める。</u> 第 <u>41</u> 条〜第 <u>43</u> 条(現行どおり)

以上